独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 28 日

学校法人　東邦大学
　理事会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　　堀之北　重久　　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　　山田　眞之助　　㊞

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第３項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人東邦大学の平成21年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表､借入金明細表及び基本金明細表を含む。)について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり､当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人東邦大学の平成22年３月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上